

伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	該当箇所 (資料、ページ、項目等)	質問内容	回答
1	委託料積算基準 1ページ 要領 6ページ、8ページ 提出書類について	見積書は各小学校区の児童コミュニティクラブごとに作成するようになっていますが、それ以外の提出書類についても各小学校区の児童コミュニティクラブ毎にそれぞれ製本1部、副本9部を提出する必要がありますでしょうか。	見積書以外の書類は、各児童コミュニティクラブごとに分ける必要はありません。
2	要領 7ページ 提出書類について	(ケ)に、その他①法人概要書、②業務実績調書、③法人の概要が分かるパンフレットについては、3組1セット(副本9部)にして提出するとありますが、6ページ記載の提出書類(正本1部、副本9部)とは別に提出する認識で良いでしょうか。	その他①②③の書類については、6ページ記載の提出書類(正本1部、副本9部)とは別に3組1セットに綴り、提出してください。
3	要領 8ページ 提出書類について	企画提案書(表紙)の正本について「1部(押印)」となっていますが、様式第9号に押印欄がないようです、押印が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書 3ページ 貸与備品について	貸与備品の一覧について開示いただくことは可能でしょうか。	契約締結後、両方で確認することとするため、事前の開示はしません。

5	仕様書 6ページ 人員配置について	高部屋児童コミュニティクラブは2クラスですが、土曜日等の利用数が少ない場合は1クラスに集約して実施することは可能でしょうか。	可能とします。 ただし、1クラスを1支援対象としているため、合同で実施する際には、1支援単位での支援員配置人数は厳守とすること。
6	仕様書 10ページ 保険料について	伊勢原市が費用分担する賠償責任保険の内容はどのようなものでしょうか。また、他に児童の傷害保険への加入が必要でしょうか。	<p>①賠償責任補償 基本契約</p> <p>施設の欠陥や管理、監督、指導、誘導等のミスあるいは飲食物の提供による食中毒、異物混入が原因で、入室児童やその他の第三者の身体・財物に損害を与え、本市が法律上の賠償責任を負った場合の補償</p> <p>②児童の個人行為による賠償責任補償</p> <p>入室児童が誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、当該児童の親権者が法律上の賠償責任を負った場合の補償</p> <p>③児童の傷害補償</p> <p>入室児童が児童コミュニティクラブの管理下及び自宅との通常の経路における往復途上において、ケガをしたり死亡した場合の補償</p> <p>なお、他の傷害保険への加入は、必須ではありません。 また、加入について妨げることはありません。</p>

7	委託料積算基準 1 ページ 人員配置について	2 (4) 人員配置表の従事者数は統括責任者を含んでいますか。	<p>実際の利用児童数に応じて支援員等を配置する必要があることから、従事をする者の人数を想定しています。</p> <p>統括責任者を従事をする者とするならば、妨げることはありません。</p> <p>ただし、統括責任者として確実に業務を遂行すること。及び、緊急時等に速やかに対応が出来るようにすること。</p>
8	要領 6 ページ 提出書類について	5 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）について、副本も原本の提出が必要でしょうか。	<p>実施要領への記載が不足で、申し訳ありません。</p> <p>副本（9部）は、写しで可とします。</p>
9	仕様書 5 ページ おやつ代・教材費について	利用者から徴収するおやつ代・教材費のうち、おやつ購入費用と教材購入費用の現在の割合をご教示ください。	<p>各クラブの用途等により異なるため、おやつ代と教材購入代との割合は回答できません。</p> <p>適正な利用に努めていただき、目的外には使用しないことを遵守してください。</p>
10	仕様書 5 ページ 8 おやつ代・教材費	おやつ代の徴収について、現金授受以外の方法提案は可能でしょうか？	<p>徴収方法について、指定はありません。</p> <p>ただし、個人情報の取扱い、及び管理について、十分注意してください。</p>

11	仕様書別表2 費用分担区分 交通費について	職員用駐車場の負担額をそれぞれご教示ください。	<p>両クラブとも、各小学校の教員達で利用（契約）されている駐車場を共にお借りしているため、負担額の計算は小学校にお任せしています。</p> <p>緑台小学校は、支援員の勤務日数によって金額が別々になっており、R5年度は、週3日勤務者は1,000円/月、週5日勤務者は、約1,800円程度。</p> <p>高部屋小学校は7台分の場所を借り、駐車場利用者で折半としています。R4年度では1人当たり約2,400円/月の自己負担が発生しています。</p> <p>小学校教員の駐車場利用者数により、金額が変わるため、毎年定額ではありません。</p>
12	その他	放課後子ども教室との連携について、活動場所までの送迎など業務範囲をご教示ください。	<p>放課後子ども教室（いせはら未来っ子クラブ）は、市青少年課が実施している事業です。</p> <p>高部屋小学校では、放課後子ども教室のスタッフが、児童コミュニティクラブの教室へ児童を迎えに来て連れて行き、終了後には児童コミュニティクラブの教室まで、放課後子ども教室のスタッフが送り届けています。</p> <p>緑台小学校は、今月（10月）から開始のため、詳細は調整中とのことです。</p> <p>放課後子ども教室を実施している学校の児童コミュニティクラブにおいては、各放課後子ども教室との調整により、それぞれの業務範囲を決定しています。</p>

13	「実施要項」1-(4) 業務実施場所	表内の「クラス数」は仕様書に記載の「支援単位数」と読み替える理解でいいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	「仕様書」8 おやつ代・教材費	「教材費」の具体的な内訳を例示いただくことは可能でしょうか。※あくまでもおやつ代なのか、行事材料費を指し示しているのか	教材費は、日々の活動で使用する本やおもちゃ等の購入費にあてています。 適正な利用に努めていただき、目的外には使用しないことを遵守してください。
15	「仕様書」9-(1) 支援員等	支援単位ごとに最低1名以上の配置を行う放課後児童支援員には、代表支援員を含むと理解して問題ないでしょうか。	放課後児童支援員の配置人数については、「仕様書」9-(4) 支援員等の配置人数を参照してください。 なお、代表支援員の質問については、お見込みのとおりです。
16	「仕様書」9-(5) 支援員の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・本要件を満たす必要があるのは「代表支援員」および「支援員」という理解で間違いはないでしょうか。 ・また、「統括責任者」の要件は別でありますでしょうか。 	お見込みのとおりです。 なお、統括責任者の要件は、別に定めはありません。

17	「仕様書」 1 1 開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・末尾の「※」は（１）～（３）全てに対してかかっているという理解で間違いはないでしょうか。 ・いわゆる学級閉鎖の場合、閉鎖学級の児童の受け入れを行うことになりますでしょうか。 	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>学級閉鎖及び学年閉鎖等の場合は、閉鎖対象となる学級及び学年に該当する児童は、閉鎖期間において受け入れは行っていません。</p>
18	職員体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は両施設とも市直営ですが、現在それぞれのコミュニティクラブの職員の在籍人数と雇用形態・条件はどのようなものでしょうか。 ・今回の民営化にともない、市として職員の継続雇用についての考えはありますか。 	<p>高部屋児童コミュニティクラブ 職員 10名</p> <p>週5日6時間勤務 3名</p> <p>週4日4時間勤務 4名</p> <p>週3日5時間勤務 3名</p> <p>緑台児童コミュニティクラブ 職員 8名</p> <p>週5日6時間勤務 2名</p> <p>週4日4時間勤務 3名</p> <p>週3日5時間勤務 3名</p> <p>運営委託を実施するクラブで勤務していた職員については、他の直営クラブへ異動し雇用を継続する予定です。</p> <p>ただし、本人の意向により雇用継続を希望しない場合については、本人の意思を妨げることはありません。</p>
19	職員の通勤について	職員の自家用車通勤は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

20	入退室管理システムについて	現在のコミュニティクラブでは、児童の在籍管理や利用予約、利用時の入退室メールを送信するシステムなどの導入はしていますか。	導入はしていません。
21	昼食について	長期休暇時の仕出し弁当などの注文は実施していますか。	実施していません。 なお、実施を妨げることはありません。
22	「委託料積算基準」3 委託事業者が負担する経費等について	①今回の委託料とは別に、別途拠出される補助金等がありますか。もしくは本委託料に含まれているのでしょうか。 ・放課後児童指導員等資質向上事業費（いわゆるキャリアアップ処遇改善に関する補助金） ・放課後児童支援員等処遇改善等事業（月額 9000 円程度の処遇改善に関する補助金）	本委託料に含むものとします。
23	「委託料積算基準」3 委託事業者が負担する経費等について	②今回の委託料の中に、障がい児受入推進加算事業費は含まれていますか。また、加配児童の利用増などにおいて、追加拠出などがなされることはございますか。	本委託料に含むものとします。 なお、従事者の加配等についての追加支出は、想定していません。

24	「委託料積算基準」3 委託事業者が負担する経費等について	③保険料（賠償責任保険料）についてですが、児童に対して受託事業者として保険加入は不要でしょうか。それとも事業者判断で事業者としても加入しておくことなどは差し支えないでしょうか。	事業者としての傷害保険等への加入は、必須ではありません。 また、加入について妨げることはありません。
----	------------------------------	--	---